

国際課税委員会（第76回）の概要

文責 森信茂樹

2014年4月21日、財務省主税局から、「国境を超える役務の提供と消費税」と「OECD VATフォーラム」について、説明を受け、議論を行いました（資料別添）。

説明の概要は以下の通りです。

電子書籍・音楽・広告の配信や法務サービスなどの役務の提供が国境を越えて行われた場合に、現行消費税法では、国内取引かどうかの判定を提供者の所在地により行うこととされているため、国内事業者からの役務提供には消費税が課税されるが、国外事業者からの役務提供には消費税が課税されない、という問題が生じている。そこで、消費税法を改正し、欧州諸国と同様、日本に所在する事業者や消費者が役務の提供を受けた場合は広く国内取引として位置づけることにより、消費に負担を求めるということが検討されている。

他方、内外判定基準の変更は、経済活動に与える影響が大きいことから、その具体的な検討にあたっては、現在の制度が経済活動に対する中立性を阻害している程度、制度変更に伴う事業者の追加的な負担の程度、適正な税務執行を確保する観点等を十分踏まえることが必要である。

これまで、BtoC・BtoBともに国外事業者が申告納税する第1案、BtoCは国外事業者が申告納税、BtoBは国内事業者がリバースチャージとする第2案、案1と案2を組み合わせた方式の第3案が検討され、結果的には第3案をもとに今後細部を詰めていく。

具体的には、国外事業者が行う以下の役務提供については、国内事業者に申告納税義務を課すリバースチャージ方式とする。

- ①性質から見て通常事業者向けのもの（広告配信・法務サービス等）
- ②消費者・事業者双方に提供されているもの（クラウドサービス等）で、取引条件等から事業者向けであることが明らかな取引

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。